

事務事業名	障害者移動支援事業(障害者自立支援)		所属部局	保健福祉部		単位番号	5027				
			所属課室	福祉課		課長名	野呂瀬毅明				
	☐ 実施計画事業		所属担当	障害者自立支援担当		担当者名	沢登俊輔				
基本政策	基本計画体系	IV	快適で心のかよいあう都市づくり	予算科目	会計	名称	款	項	目	細目	細々目
		17	社会福祉の充実		01	一般	03	01	02	04	01
政策		30	障害者福祉の充実	事業区分	☐ 国の制度による義務的事業 ☐ 施設等維持管理事業 ☐ 県の制度による義務的事業 ☐ 補助金交付事業 ☐ 市の制度による義務的事業 ☒ その他の事業 ☐ 義務化されている協議会等の負担金						
施策											
事業期間	☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返 (開始年度 18 年度) ☐ 期間限定複数年度 (~ 年度)			法令根拠	南アルプス市地域生活支援事業実施要綱 南アルプス市移動支援事業実施要綱						
事務事業の概要	事業の内容・・・期間限定複数年度事業は次年度以降3年間の計画内容も記載 屋外での移動が困難な障害者等に、外出のための支援を行う。ヘルパーが1対1又は複数の利用者に対して介助を行う。			事業費の主な内訳 (22年度)							
				項目(細節)		金額(千円)		項目(細節)		金額(千円)	
				13 委託料		12,002					
				20 扶助費		63					
								計		12,065	

1 現状把握(DO)

(1) 事務事業の目的と指標

① 活動	
22年度活動実績	事業所に委託し、扶助費を支払う。
23年度活動予定	事業所に委託し、扶助費を支払う。
② 対象(この事務事業は誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等	
市内の障害者	
③ 意図(この事務事業により対象をどのような状態にしていけるのか、どのように変えるのか)	
一人では移動が困難であっても、ヘルパーの介助により外出ができる。	
④ 上位目的(どのような結果に結び付けるのか)	
社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の機会が確保され、障害のある人たちが住み慣れた地域で安心して生活できる。	

⇒ ⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標) 数字は記入しない	
名称	単位
ア 委託事業書数	箇所
イ	
ウ	
⇒ ⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標) 数字は記入しない	
名称	単位
ア 障害者	人
イ	
ウ	
⇒ ⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標) 数字は記入しない	
名称	単位
ア 利用者数	人
イ	
ウ	
⇒ ⑧ 上位成果指標(結果の達成度を表す指標) 数字は記入しない	
名称	単位
ア 利用時間数	時間
イ	

(2) 事業費・指標の推移

(2) 事業費・指標の推移			単位	21年度 (決算・実績)	22年度 (決算見込・実績)	23年度 (予算・目標)	24年度 (次年度計画・目標)	25年度 (計画・目標)	26年度 (計画・目標)	最終年度 (トータルコスト・目標)	
年間 トータル コスト	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	4,466	6,000	6,200	6,200	6,200	6,200	
		県支出金	千円	2,233	3,000	3,100	3,100	3,100	3,100		
		地方債	千円								
		その他	千円								
		一般財源	千円	2,353	3,065	6,900	6,900	7,900	8,400		
		事業費計 (A)	千円	9,052	12,065	16,200	16,200	17,200	17,700	0	
	人件費	正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1	1		
		延べ業務時間	時間	180	180	180	180	180	180		
		人件費計 (B)	千円	803	803	713	713	713	713	0	
		(A)+(B)	千円	9,855	12,868	16,913	16,913	17,913	18,413	0	
活動指標		アイウ	箇所	13.0	13.0	14.0	14.0	14.0			
対象指標		アイウ	人	3,684.0	3,964.0	4,100.0	4,200.0	4,300.0	4,400.0		
成果指標		アイウ	人	30.0	62.0	65.0	70.0	75.0	80.0		
上位成果指標		アイ	時間	4,457.0	6,019.0	7,000.0	7,200.0	7,400.0	7,600.0		

(3) この事務事業を取り巻く状況(対象者・社会状況等)の変化、市民意見等

① この事務事業はいつ頃どんな経緯で開始されたのか?	H18年度より障害者自立支援法の市町村地域生活支援事業の必須事業として導入。市実施要領により実施。
② 事務事業を取り巻く状況は開始時または5年前と比べてどう変化しているか? また、今後の予測は?	利用件数は年々増加している。
③ 事務事業に対して関係者(市民、事業対象者、議会等)からどんな意見・要望が寄せられているか?	移動に関するサービスが様々あり、わかりにくいという意見がある。一時養護サービス(レスパイト)事業で行う移送(送迎)サービスについても、この事業に組み込んでほしいという意見がある。

(4) 改革改善の取り組み状況

① 改革改善の取り組み実施は?	☐ 取り組みしている ⇒【内容!】 ☒ 取り組みしていない ⇒【理由!】
② これまでの改革改善の取り組み状況・経過(取り組みしていない場合はその理由)	障害者外出支援事業から障害者移動支援事業へ名称変更。平成21年度より臨時職員により請求事務を対応。利用者負担割合の軽減。
③ H 22年度に実施した改革改善の内容	障害者地域自立支援協議会の移動支援部会にて、事業者、当事者などを交えてサービスのあり方を検討した結果、H23年度より一時養護サービス事業を本事業に組み込むこととなった。

事務事業名	障害者移動支援事業(障害者自立支援)	所属部	保健福祉部	所属課	福祉課
-------	--------------------	-----	-------	-----	-----

2 評価(Check1)担当者による事後評価(複数年度事業は途中評価)

目的 妥当性 評価	①政策体系との整合性 この事務事業の目的は市の政策体系の施策に結びつき、貢献しているか？ 意図が上位目的に結びついているか？	☐ 結びついていない(見直し余地がある) ⇒【理由↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 結びついている ⇒【理由↓】 外出する際にヘルパーをつけることによって障害者福祉の充実に結びついている。
	②公共関与の妥当性 この事務事業を税金を投入して市が行わなければならないのか？ 民間やNPOに委ねることは可能か？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 妥当である ⇒【理由↓】 地域生活支援事業の必須事業のため市で行わなければならない。
	③維持・継続の妥当性 現状の対象と意図、成果から考えて、この事務事業を将来にわたり、維持・継続していくことは妥当か？目的や事業の必要性を見直す余地はあるか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 適切である ⇒【理由↓】 公共交通機関が乏しい本市の地域性と、道路等のバリアフリー化に多額の投資を要すること、一人での外出を困難とする障害特性が身体・知的・精神それぞれに多様であることを踏まえ、専門の介護技術を有するヘルパーが個別に付き添い、必要な介助を行うサービスの提供は、地域生活を支援する上で将来にわたっても維持・継続が望まれる。
有効性 評価	④成果の向上余地 事務事業のやり方・進め方を変えることで成果を向上させることはできるか？できない場合は何が原因でできないのか？	☐ 向上余地がある ⇒【理由↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 向上余地がない ⇒【理由↓】 本事業とは別に、一時養護サービス事業として、福祉有償運送事業者による送迎サービスへの助成を行っているが、それぞれ別の手続きを要するなど、内容がわかりづらいため周知も難しい面があった。必要な人にサービスが行き届くよう、両者を一体的なサービスとして提供できるよう改め、わかりやすく使いやすい事業とすることが必要。
	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性 類似した目的を持つ事務事業が他にあるか？類似事務事業がある場合、その事務事業との統合や連携を図ることはできるか？	☐ 類似事務事業がある ⇒(類似する事務事業の名称を記入！) ☐ 統合・連携ができる ⇒【理由と具体案↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☐ 統合・連携ができない ⇒【理由↓】 上記④と同じ。一時養護サービス事業との関係の整理が必要。
	⑥休止・廃止した時の影響及び休止・廃止の可能性 この事務事業を休止・廃止した場合影響はあるか？また成果から考えて、休止・廃止することはできるか？	☐ 影響なし ☒ 影響あり ⇒【理由と影響の内容↓】 障害者の外出の機会を確保する事業のため、廃止・休止すると障害者やその家族等の日常生活が大きく制約される。
効率性 評価	⑦事業費の削減余地 成果を下げずに事業費(コスト)を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など)	☐ 削減余地がある ⇒【理由・具体案↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 削減余地がない ⇒【理由↓】 所定の単価で実施しており困難。また、利用の抑制はサービス低下につながる。
	⑧人件費の削減余地 成果を下げずに人件費を削減できないか？(事業のやり方・見直しによる業務時間の削減や臨時職員対応や外部委託による削減はできるか？)	☐ 削減余地がある ⇒【理由・具体案↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 削減余地がない ⇒【理由↓】 平成21年度から請求書の事務処理は、臨時職員に依頼しており、これ以上の削減余地はない。
	⑨受益機会・受益者負担の適正化余地 事務事業の内容が一部の受益者に偏っていないか？受益者負担を見直す必要はないか？公平公正か？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由・具体案↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 公平・公正である ⇒【理由↓】 利用時間が特に多い利用者が数名いるが、今後はより多くの人に周知され広く利用されるべきである。モラルハザード的な利用を防ぐ意味で、年間利用時間(公費による負担)に一定の上限を設けるなどの改善を行う。

3 評価(Check2)担当課管理者による評価結果と総括

(1) 1次評価者としての評価結果	(2) 1次評価の総括(事務事業を実施した結果を振り返り気づいたこと、課題、今後の方向性等について)
① 目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ② 有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③ 効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④ 公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり	障害者の移動に関する課題は多様であり、個別の外出ニーズに対して低料金で利用できる本事業は、就労が困難で所得の低い障害者にとって生活に密着した重要なものである。年々利用は増加しているが、H23年4月より旧一時養護サービス事業を「車両移送型」として組み込み、事業費はさらに増加が見込まれる。今回の改正も事業者、当事者等を交えた協議を経たものだが、今後さらに、障害者自立支援法改正や新法制定で移動サービスを取り巻く状況は変わる。持続可能な形で必要なサービスを提供していけるよう、常に注視して対応していく必要がある。

4 今後の方向性(事務事業担当課案)(PLAN)

(1) 今後の事務事業の方向性(Check1の結果から定める)・・・複数選択可 ☐ 廃止(目的妥当性①、②、③の結果) ☐ 事業統合・連携(有効性⑤の結果) ☐ 公平性改善(公平性⑨の結果) ☐ 休止(目的妥当性①、②、③の結果) ☐ 成果向上(有効性④の結果) ☒ 現状維持(全評価項目で適切) ☐ 必要性検討(目的妥当性①、②、③の結果) ☐ コスト削減(効率性⑦、⑧の結果)		(3) 改革・改善による方向性 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">コスト水準</th></tr><tr><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果水準</th><th>向上</th><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><th>維持</th><td>☐</td><td>☒</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td>☐</td><td></td><td></td></tr></table> ※ 廃止・休止の場合は記入不要				コスト水準			削減	維持	増加	成果水準	向上	☐	☐	☐	維持	☐	☒		低下	☐		
		コスト水準																						
		削減	維持	増加																				
成果水準	向上	☐	☐	☐																				
	維持	☐	☒																					
	低下	☐																						
(2) 改革改善案について ①H23年4月より旧一時養護サービス事業(レスパイト)を本事業の「車両移送型」として統合。 ②従来のサービスは「ヘルパー支援型」という名称で継続。 ③事業者からの請求事務についても共通様式を新たに配布し、事務の軽減を図る。		(5) 事務事業優先度評価結果 <table><tr><td>成果優先度評価結果</td><td>対象外</td></tr><tr><td>コスト削減優先度評価結果</td><td>対象外</td></tr></table>		成果優先度評価結果	対象外	コスト削減優先度評価結果	対象外																	
成果優先度評価結果	対象外																							
コスト削減優先度評価結果	対象外																							
(4) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策 ①H23年4月より実施要領を改正済み。利用者の生活に密着したサービスであるため、改正にあたっては事業者、当事者を交えた自立支援協議会で内容を協議した。 ②事業費の増加が著しいが、限られた予算で持続可能な制度とする必要もあるため、所定の利用者負担割合について、ヘルパー支援型は年100時間、車両移送型は年180時間を限度とし、それを超える場合はヘルパー支援型は10%負担、車両移送型は全額を自己負担とする。																								